

Q & A

・申請は先着順か。

⇒先着順となります。複数件が提出され、予算を超えた場合には、超えた日に申請した者（不備があった者を除く）で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとなります。

・世帯主でなくても申請ができますか。

⇒申請者は世帯構成員のどなたでも申請可能ですが、申請時の添付書類の領収書や家電リサイクル券、口座名義等を同一の方にしてください。

また、申請は1世帯あたりエアコン又は冷蔵庫のどちらか1台までとなります。

・申請者と購入者が異なる場合、申請できますか。

⇒申請できません。購入者の方が申請してください。

・二世帯住宅に居住している場合、それぞれの世帯が申請できますか。

⇒住民票が別世帯であり、かつ、電気受給契約が別となっている必要があります。検針票等の写しを提出してください。

・非課税世帯ですが、市税に滞納がないことの証明書の提出は必要ですか。

⇒課税、非課税にかかわらず申請者本人の「市税に滞納がないことの証明書」の提出をお願いします。ただし、公簿等により確認できる場合は、提出不要です。

・支所や出張所での申請は可能ですか。

⇒市役所3階の環境課のみの受付となります。

・申請は必ず窓口に行かなければいけませんか。

⇒書類は原則窓口にて提出となりますが、書類に不備がないことをメール等により事前に確認ができていない場合のみ郵送でも提出可能となります。（書類の確認には5営業日程度お時間をいただきます。）また郵送の場合、不備の無い書類が環境課に到着した日を受付日とします。（発送されてから到着までの間に予算が上限に達し受付不可能となる場合もございます）

・今回の補助制度とは、別に国や県等の公的な補助制度があった場合に併用して補助を受けることはできますか。

⇒他の補助金との併用は可能ですが、各補助金額の合計と、購入費用との差額（上限2万円）を交付します。

・補助対象となる機器はどこで確認できますか。

⇒販売店か省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)で確認できます。

・購入時にクーポンやポイントを利用し購入しました。クーポンやポイント相当分は費用に含まれますか。

⇒含まれません。補助金額はクーポンやポイント部分は割引があったとみなします。その分を差し引き、算定します。

・機器の設置前でも、購入代金を支払い領収書が発行されていれば申請できますか。

⇒機器を購入（領収書発行後）し、当該機器の取り付けが完了してから申請が可能です。なお、申請には機器設置後のカラー写真が必要です。

・家電製品のメーカーが発行する保証書の写しの代わりに、販売店が発行する保証書の写しを提出することはできますか。

⇒メーカー発行の保証書がない場合は、補助の対象外です。

・領収書を紛失しました。補助は受けられますか。

⇒補助の申請の際には領収書の写しの提出を必須としております。購入先に相談してください。

・領収書写しの提出に代えレシートでもいいですか。

⇒レシート状のものであっても「領収書」の表記や販売店名等が記されていれば領収書と取扱いますが、その記載がないレシートは本申請では、領収書として取扱いません。

・既存の家電をリサイクルショップ等に売り払い、新たな省エネ家電を購入する場合は、補助の対象となりますか。

⇒対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。

・既存の家電を知人に譲り、新たに1台購入する場合は、補助の対象となりますか。

⇒対象となりません。家電リサイクル法等に従い、適切に処分する方を対象としています。

・エアコンを1台廃棄して、電気冷蔵庫を1台購入する場合は、補助の対象となりますか。

⇒対象となりません。同種の家電の買換えを対象としています。

・中古品は対象となりますか。

⇒対象となりません。新品（未使用）である必要があります。

・リース（レンタル）品は対象となりますか。

⇒対象となりません。

・新たにエアコン又は冷蔵庫を設置する場合は、対象になりますか。

⇒対象外です。現在自宅に設置されているエアコン又は冷蔵庫からの買換えが対象です。

・インターネット（EC サイト）で購入した家電は対象になりますか。

⇒対象となりません。市内の店舗または事業所で買換えの目的で購入及び設置した場合が補助対象となります。

・購入によりポイントが付きました。ポイントは購入費用から減額されますか。

⇒付与されたポイントは、購入費用から減額はしません。

・同じ建物で、事業所と住居を使い分けて使用しています。この場合、事業所のエアコンを買い換えましたが補助の対象となりますか。

⇒補助の対象は、住居部分の買換えに限ります。

・有料による延長保証について、その分は補助の対象となりますか。

⇒延長保証の有料分は保証の対象とはなりません。

・家電リサイクルの方法を教えてください。

⇒新しい家電を購入した店舗等に既存家電のリサイクルを依頼する方法や、郵便局で手続きの上、ご自身で指定引取場所に運搬する方法等があります。

詳しくは「一般財団法人家電製品協会 <https://www.rkc.aeha.or.jp/recycleticket/>」のホームページをご確認ください。

・補助金の振込先の口座は本人名義以外の口座を指定できますか。

⇒申請者本人名義の口座に限ります。

・どのくらいの期間で振り込まれますか。

⇒交付申請書兼請求書（不備のない状態）を提出してから2か月以内に指定口座へ入金となります。